

JESCO 北海道事業所 ISO14001 ニュース NO.4

ISO14001 : 「EMS (環境マネジメントシステム)」

運用状況を紹介します。

1. EMSの運用開始にあたって

前号ニュース No.3 では、事業所環境安全推進委員会の開催（環境目的・目標、環境管理計画の審議）と題して、JESCO 北海道事業所と運転会社MEPS（室蘭環境プラントサービス株）が共同で進めているEMSの構築への取り組みを、ご紹介してきました。

4月末の段階で、私達が取り組むべき「環境課題（著しい環境側面*）」を抽出し、具体的な環境目的・環境目標*と、それを達成するための実施計画*（環境管理計画）を策定しました。

- * **著しい環境側面** : 環境に著しい変化（影響）を与える JESCO の活動、又はサービス
- * **環境目的** : JESCO の環境方針と整合した環境に関する到達点
- * **環境目標** : 環境目的を達成するための詳細なパフォーマンス要求事項
- * **実施計画** : 目標を達成するための JESCO 各部門における責任と手段と日程を備えた実行計画

2. EMSの運用とは

ISO14001 規格の要求事項を具体的に JESCO 北海道事業所の環境管理活動のテキストとしたものが、

『**環境マニュアル**』で、日々の業務の中で環境管理、環境改善を進めていくための決め事としています。このマニュアルの下位文書として、「大気汚染防止」「水質汚濁防止」「廃棄物管理」「化学物質管理」等の EMS 標準書を定め、具体的に環境管理業務の手順を記述します。



私達は、年間を通じた環境教育・訓練計画を作成し、各部署の一人一人が自分の業務の中で環境管理活動として実施すべき事を明確にし、自覚して業務に当たることを取り決めました。管理者がなすべき役割、各人が**各部署の目標を達成するために受けるべき教育、訓練**を明確にしました。

この広範囲な作業に渡る小さな教育、訓練の積み重ねが、PCB廃棄物の無害化処理を進める私達の業務には、細心の注意と決められた手順の順守が必要と考えます。

3. 力量、教育訓練及び自覚

ISO14001規格の要求するEMSは、『教育訓練、及び自覚』を重要視しています。規格の「4. 4. 2 力量、教育訓練及び自覚」という項目の中で、全従業員に要求される環境一般教育（環境方針、規格要求事項、作業改善による環境上の利点、各自の役割と責任、手順通りに作業をしなかった場合の結果等）と、PCB廃棄物を直接取り扱う等、**著しい環境側面に係る従業員には、「力量（作業技術と経験、及び資格）」**を確実にすることを要求しています。



従来から、運転会社MEPSでは、運転作業員の習熟度評価を継続して実施しています。座学や、模擬の技能訓練を経て、一定レベルの知識と作業技能を持つと評価された運転作業員でなければ、現場作業につけないことを定めており、この制度をISO14001の「力量」評価に位置付けしました。

また、法的資格の必要な作業には、公的資格保有者を配置していることは、言うまでもありません。

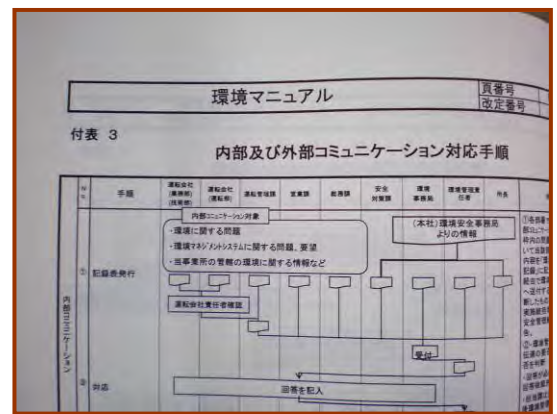


4. コミュニケーション

ISO14001規格項番「4. 4. 3 コミュニケーション」では、環境側面、EMSに関して、**一方通行ではない相互の内部コミュニケーション（情報交換）**と、特に**外部からのコミュニケーション情報**については、文書化して対応する手順を確立することを求めています。

ISO14001を導入するから、新たな手順やコミュニケーション手段を作るのではなく、私達が従来から実施してきた手法をマニュアルに書き込み、情報の動きをフロー図を使い、より理解し易いようなマニュアル作りを心がけてきました。

毎日の作業計画と作業進捗状況をJESCOとMEPSが同席し朝・夕二度報告しあう作業ミーティング、指示事項を明確に記した業務連絡表や、業務打合せ記録、ヒヤリハットやトラブルの報告など、PCB処理業務を進めるにあたり、必要なJESCOとMEPS間の情報の共有を継続しています。



5月から本格的なEMSの運用を開始し、先日、事業所長へ本年度第1回目の運用状況報告を行い、JESCO北海道事業所が目指すEMS構築について、話し合いを持ちました。組織内部のコミュニケーションとして、**各職場へ事業所長の指示を正確に伝えること**を重要な運用と位置づけて、PDCAサイクル [P lan(計画)-Do(実施)-Check(点検)-Act(処置)] を回していきます。

「PCB廃棄物処理事業が安全で地球環境の保全に資する事業」であることを全ての利害関係者に知っていただき、最適な成果をもたらす体制を構築していきましょう。

今後も、ISO活動状況、他事業所情報等を「ISO14001ニュース」としてお知らせいたします。

JESCO 北海道事業所 ISO14001ニュース NO.5

ISO14001：「EMS（環境マネジメントシステム）」

運用状況を紹介しますーその2。

1. EMSの運用について

JESCO北海道事業所では、運転会社MEPSと共にISO14001認証取得に向けた活動を本年度より本格的に開始しました。

PCB廃棄物処理事業が、環境に与える影響をEMSに規定する方法で評価して、取り組むべき環境課題（**環境目的・環境目標**）を設定し、各部署が「環境管理計画書」に活動を具体化してきました。本来の事業目標である、「安全・確実なPCB廃棄物の無害化処理」を柱に、環境汚染事故災害ゼロ、有害化学物質排出抑制、省資源・リサイクル推進、地球温暖化対策など多岐に渡る目標を各担当部署で分担し、活動しています。

7月21日に第2回北海道事業所環境安全推進委員会を開催し、四半期の活動結果と進捗状況を事業所長に報告し、事業所全体で審議することでEMSに相応しい活動を確認しています。

2. EMS活動の紹介：運転管理課

運転管理課では、「処理済物リサイクルの推進」を目標に掲げ、JESCOで無害化処理後の廃棄物、再利用可能な処理物の適正管理の運用を行っています。PCB廃棄物搬入量、無害化処理量、払い出される金属類、処理済油等の物量を把握し、当事業所から排出される処理済物が適正に有効利用され、埋立処理をされないことも、重要な環境保全活動と位置づけています。

7月末に産業廃棄物処理場の処分状況調査を実施しました。

JESCOから産業廃棄物として払い出される「**碍子**」は、廃棄物処理業者で**金属屑と碍子に分別**され、碍子も粒状に粉砕されコンクリート製品用途に**リサイクル**されています。

『**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**』で定められる処分業許可証・許認可期限、保管量・処理能力の確認等の**書類調査**及び、廃棄物保管場所や表示板の**実地調査**も行い、JESCOから払い出される処理済物の最終処分について適正に行われていることを確認しました。これらの調査も地球環境保全に配慮したEMS活動と考えています。



ISO規格「4.4.6 運用管理」で、廃棄物処理業者及び処理剤供給者等の請負・供給者への要求事項の伝達も規定されており、当事業所の「環境安全方針」を手交しEMS運用への協力を要請しました。

EMSの運用は、環境を保全・改善するための目的・目標・管理計画を立案し、実施して記録に残すPDCAサイクル [Plan(計画)-Do(実施)-Check(点検)-Act(処置)] で実施するため、今回の処分場調査も報告書としてEMS記録に残し、次回の調査に活用していきます。

3. 『内部環境監査』を計画しています。

「内部環境監査」とは、JESCO北海道事業所のEMSが適切な環境マニュアル、EMS標準書・手順書により実施され、管理レベルの適切性を文書、記録類、従業員へのインタビュー等から確認し、システムが継続的に改善できることを自己検証するためのツールとして、ISO規格「4.5.5 内部監査」に規定されています。

- ・「環境マニュアル」「EMS文書」がISO14001規格の要求事項を満たしているか？
- ・事業活動において、法律、協定等の遵法性が確認されているか？
- ・環境管理・汚染の予防等のための自己目標の達成度はどうか？
- ・PDCAシステムを回すための文書や記録類が整備されているか？



大阪営業課 審査の状況

等々を検証する役割を負うのが、EMSの実施の上で欠かせない

「内部環境監査員」です。環境管理システムの適切性、妥当性、有効性を検証し、不適合事項が見つければ問題点として指摘し、私たち自らが不適合是正をすることによって、継続的改善が達成されます。

環境に関する自己改善と環境上のリスク回避のために、このツールを使う必要があります。

JESCO北海道事業所では、9月上旬に三日間かけて、内部環境監査を計画しています。

また、JESCOのEMSが有効であり、確実に実施されていることをシステム運用の観点から審査し、外部の利害関係者に対して保証するのが第三者機関審査（外部審査）の役割です。

4. 内部環境監査員 について

内部環境監査員は、ISO14001規格の要求事項と「環境マニュアル」について教育訓練を受け、監査員としてのEMSの理解と監査力量（能力）を確保することが求められます。

JESCO、運転会社MEPSでは的確な監査を実施するため、内部環境監査員資格の認定基準を定めています。

CEAR認定ISO14001審査員補以上の者

社外の内部環境監査員養成セミナーを受講し、終了証を交付された者

社内実施の監査員養成教育・訓練修了者で、修了認定書を手交された者



これらの認定基準に従い、JESCO北海道事業所員14名、

MEPS社員2名が内部環境監査員の資格を取得しています（H22.8月現在）。

ISO14001規格と「環境マニュアル」教育、EMS自覚教育を継続し、一人一人が実践・継続的な改善をする事により、「PCB廃棄物処理事業が安全で地球環境保全に資する事業」であることを全ての利害関係者に知っていただき、最適な成果をもたらす体制を構築していきましょう。

今後もISO活動状況、他事業所情報等を「ISO14001ニュース」としてお知らせいたします。

以上